

森林植物園・須磨離宮公園におけるライトアップ業務委託特記仕様書

1 業務名

森林植物園・須磨離宮公園におけるライトアップ業務（以下「本業務」）

2 本特記仕様書について

本特記仕様書は、「森林植物園・須磨離宮公園におけるライトアップ業務委託公募型プロポーザル方式」（以下「プロポーザル」）の実施要領で示した神戸市「大規模公園ビジョン」ならびに神戸市が推進する「ナイトタイムエコノミー」に寄与するため、公益財団法人神戸市公園緑化協会（以下「当協会」）が実施している神戸市立森林植物園（以下「森林植物園」）ならびに神戸市立須磨離宮公園（以下「離宮公園」）それぞれのライトアップ内容をより充実させる上で必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

現在、当協会は森林植物園ならびに離宮公園の指定管理者として各園の管理運営に携わっており、各園ともに夜間の集客イベントとして、森林植物園では『紅葉のライトアップ』、離宮公園では『Suma Rikyu ルミエール ～紅葉と噴水のファンタジー～』（以下『ルミエール』）を実施している。

『紅葉のライトアップ』は、森林植物園の秋の見どころである紅葉や自然的景観を美しく見せる光の演出により、毎年多くの来園者から好評を得るイベントとなっている。

離宮公園においては、夜間利用を目的とした投光器や水中照明、庭園灯が数多く備わっており、これらを使って本園ならびに植物園エリアそれぞれにおいて『離宮で夕涼み』や『月見の宴』等、様々な夜間イベントを開催しているところだが、その中でもルミエールは植物園エリアを主会場とした『もみじのライトアップ』と本園エリアを主会場とした『噴水広場イルミネーション』という2つの顔を持ち合わせ、毎年11月から12月にかけて実施している離宮公園で最も人気のある夜間イベントである。植物園エリアでの『もみじのライトアップ』は、秋の見どころの一つである紅葉や和庭園、滝等の水景施設を美しく見せる光の演出を行うことにより、来園者から好評を得るイベントとなっている。また、本園エリアの『噴水広場イルミネーション』は、既設の水中照明と仮設照明を使った噴水のライトアップや照明器具を纏わせたオベリスクの配置等による光の演出により、バラを中心とした昼間の華やかな雰囲気とは異なる景観を創出している。

本業務は、森林植物園『紅葉のライトアップ』ならびに離宮公園『ルミエール』の確実な遂行を目的に実施するものである。

4 業務概要

本業務は、森林植物園ならびに離宮公園において、以下の業務を行うものである。

- (1) 「業務計画書」の作成
- (2) ライトアップ用仮設照明器具等の配置および撤去
- (3) 調光および調色作業

- (4) イベント期間中のメンテナンス
- (5) その他、上記業務に関連する業務

5 業務実施場所

- (1) 神戸市立森林植物園（神戸市北区山田町上谷上字長尾1-2）
- (2) 神戸市立須磨離宮公園（神戸市須磨区東須磨1-1）

6 業務期間

- (1) 業務の期間

本業務の期間は、契約締結日から令和10年3月31日（金）までとする。

- (2) 令和7年度の業務スケジュール

内容	実施期間等
ライトアップ用仮設照明器具等の配置、調光および調色作業	令和7年9月中旬～
試験点灯・調整作業	【森林植物園】令和7年10月27日（月）～11月2日（日） 【離宮公園】令和7年10月31日（金）～11月7日（金）
イベント期間中のメンテナンス（必要に応じて適宜）	【森林植物園『紅葉のライトアップ』開催期間 令和7年11月3日（月祝）～12月7日（日）までの期間中土日祝日（計12日間）各日16：30～19：30 【離宮公園『Suma Rikyu ルミエール 2025』開催期間 令和7年11月8日（土）～12月7日（日）までの期間中土日祝日（計11日間）各日17：00～20：00
照明器具等撤去作業	令和7年12月8日（月）～12月26日（金）
成果品提出日	令和8年1月30日（金）

- (3) 令和8年度および令和9年度の業務スケジュール

令和8年度および令和9年度の業務スケジュールについては、イベント実施期間が未定のため、各園担当者より期間に係る通知を受けた後、協議を経て、決定するものとする。

7 業務内容

- (1) 「業務計画書」の作成

- ①毎年度、「業務計画書」（以下「計画書」）を作成し、紙媒体1部、電子データ1部提出すること。ただし、令和7年度の計画書については、「森林植物園・須磨離宮公園におけるライトアップ業務委託公募型プロポーザル方式」（以下「プロポーザル」）で提出した技術提案書をもって計画書に代えるものとする。
- ②令和8年度および令和9年度の計画書について、プロポーザル提案時に示した内容と変更がある場合、事前に該当する園の担当者と協議を行い、承認を得た後に変更を行うものとする。

する。

- ③計画書の様式は任意とするが、森林植物園ならびに離宮公園それぞれの実施内容を一冊にまとめて記載し、園ごとの内容が把握できるようにすること。
 - ④写真等を使用し、ライトアップ用仮設照明器具等（以下「照明器具等」）の仕様や形状がわかるもの、また配線等の計画が容易に把握できる図面を、計画書の中に必ず含めること。
 - ⑤各園担当者からの指示や助言等があった場合、これらを反映した計画書とすること。
- (2) ライトアップ用仮設照明器具等の配置および撤去
- ①各園担当者による計画書承認の後、現地作業に着手すること。なお、既設の照明器具や付随する電気設備の調整も本業務に含むものとする。
 - ②各園における既設の照明器具や各所電源、分電盤等の配置場所および数量等については、【別紙1】ならびに【別紙2】を参照のこと。
 - ③各園が所有する照明器具等は無償貸与できるものとする。ただし、各園所有の照明器具等の使用については、所有元の園のみで行えるものとする。無償貸与の対象となる照明器具等の詳細は、【別紙3】ならびに【別紙4】を参照のこと。
 - ④原則、配置した指定期日までに撤去し、原状復旧すること。
- (3) 調光及び調色作業
- 既設および配置した照明器具等を適切に使用し、後述の業務条件を踏まえた調光及び調色により、来園者が楽しめるような光の演出を行うこと。
- (4) イベント期間中のメンテナンス
- ①イベント期間中に照明器具等の不具合等が生じ緊急対応を要する場合は、速やかに対応すること。
 - ②事前に荒天等が見込まれる場合は、照明器具等が損傷することのないよう適切に養生を行うこと。また、天候が回復した後、各園担当者が損傷等を発見した場合、速やかに対応すること。
- (5) その他、上記業務に関連する業務
- 上記(1)～(4)に関連して発生した案件において、当協会が本業務の遂行に支障をきたすと判断した際、受託者に対して対応を求める場合がある。

8 業務条件

(1) 森林植物園における業務条件

1) 照明器具等の配置および光の演出上の留意事項

- ①既設の照明器具等を効果的に使用すること。
- ②効果的な調光及び調色、照明器具の取り付け等により、各所の植栽や景観の特性を活かした光の演出を行うこと。
- ③紅葉樹はもとより、水景施設や通路等、空間全体を美しく見せるような光の演出を行うこと。
- ④点灯パターンや色調等に工夫を凝らして、写真や動画撮影を考慮したプログラミングによる光の演出を行うこと。
- ⑤秋から冬に移ろうことを想定し、必要があれば期間中に演出を変える等、来園者が何度も

観に来たくなるような仕かけを行うこと。

- ⑥アジサイへの直接的な装飾（ストリングライトの巻付け等）は不可とする。
- ⑦展示館前広場および駐車場を除き外灯等が設置されておらず、場所によっては夜間の来園者通行に支障をきたすものとなっている。この点を踏まえて、照明器具等を配置すること。
- ⑧特に、イベント期間中は臨時駐車場となるスポーツ広場からメタセコイア並木にかけての多目的広場外周路は、来園者の往来に支障をきたす状況となっているため、必ず来園者が安全に通行できるような措置を講じること。

2) 「オープニングコンサート用照明」の配置および撤去

- ①イベント初日に実施予定の「オープニングコンサート」（以下「コンサート」）のための照明を配置および撤去すること。
- ②コンサート会場となる展示館前広場は人通りの多い場所のため、照明器具等の配置や配線等には十分留意し、必要な措置を講じること。なお、実施場所ならびに実施状況については、【別紙5】を参照のこと。
- ③実施時間は未確定のため、確定しだい森林植物園担当者より情報提供を行うものとする。
- ④演出上、コンサート限定での照明器具等の配置および撤去は可とするが、イベント全体を踏まえて照明器具等の取り付け位置を変更する必要がある場合は、翌日のイベント開始時間までに作業を完了すること。

3) 「会場案内看板用照明」の取り付け・撤去

- ①森林植物園担当者が準備する会場案内看板に対し、来園者が確実に内容を認識できるように会場案内看板用の照明（以下「看板用照明」）の取り付けおよび撤去を行うこと。
- ②会場案内看板は、イベント実施対象エリア内に全8ヵ所配置するが、看板用照明はその全てに取り付けるものとする。
- ③会場案内看板の記載内容が明確に認識できれば、使用する照明器具等の仕様は問わない。
- ④使用する照明器具等は、森林植物園所有物でなくてもかまわないが、その場合は受託者自身で調達することとし、離宮公園所有物の使用は不可とする。
- ⑤会場案内看板の配置場所・形状については、【別紙6】を参照のこと。

(2) 須磨離宮公園における業務条件

1) 『もみじのライトアップ』

- ①紅葉はもとより、和庭園や滝をはじめ紅葉周辺の空間全体を幻想的に観せるような光の演出を行うこと。
- ②紅葉の色変わりを想定し、必要があれば期間中に演出を変える等、来園者が何度も観たくなるような仕掛けを行うこと。
- ③『噴水広場イルミネーション』との位置づけを明確にすること。
- ④既設の照明器具にとらわれることなく、効果的なライティングを行うこと。

2) 『噴水広場イルミネーション』

- ①フランス式庭園の様式や噴水池、地形等、噴水広場の持つ景観の特性を踏まえた光の演出を行うこと。
- ②点灯パターンや色調等に工夫を凝らして、写真や動画撮影を考慮したデザインにすること。

- ③見るだけでなく、体感できる（触れる、聞く、動く等）仕掛けを施すこと。
- ④噴水広場のバラのライトアップ演出は可とするが、バラへの直接的な装飾（ストリングライトの巻付け等）は不可とする。
- ⑤『もみじのライトアップ』との位置づけを明確にすること。
- ⑥チャンネル噴水用照明は必ずチャンネル噴水で使用する。ただし、既存の形状は維持するものとし、配置場所が水中であることを踏まえて作業を行うこと。

3) その他

【別紙3】の「離宮公園所有ライトアップ用仮設照明器具等一覧表」に示している照明器具等のうち、No (15) ～No (28) は必ず全て使用すること。なお、照明器具等の不具合により使用できない場合は、この限りではない。

(3) 共通事項

1) 照明器具等の取扱い

- ①各園ともに、イベント実施範囲において、常設および残置している照明器具等は、全て使用できるものとする。
- ②本業務において、新たに調達・購入した照明器具等は、全て当協会に帰属するものとする。
- ③照明器具等を必要に応じて新設する場合や次年度のライトアップ計画上、照明器具等を常設化することが効率的だと認められる場合は、安全や景観、園地管理作業等に留意した上で、各園担当者の承認を得た後に常設化すること。
- ④現場条件や演出等によりやむを得ず照明器具等の配置場所や使用数量、取り付け方法の変更が必要となる場合は、事前に各園担当者との協議し、承認を得た上で行うこと。

2) 作業員

- ①電気工事に必要な資格と専門知識を有する作業員を配置すること。
- ②調光及び調色作業は、取り扱う制御盤等の使用方法や調光および調色のためのプログラミング、照明演出等に関する専門知識を有した作業員が行うこと。

3) 作業上の留意点

- ①作業を行う際は、事前に各園担当者へ作業を行う日時を連絡し、承認を得て行うこと。
- ②照明器具等の配置および撤去作業は、原則土日祝日以外に行うこと。やむを得ず土日祝日に作業を行う場合は、事前に各園担当者へ連絡し、承認を得て行うこと。
- ③点灯状況の確認等のため夜間作業を行う場合は、事前に各園担当者へ連絡し、承認を得て行うこと。
- ④資機材運搬車の通行経路および駐車場所は、各園担当者の指示に従うこと。

4) 試験点灯

- ①照明器具等の配置完了後、各園担当者との協議の上、設定した日時に試験点灯を行い、当協会の確認を受けること。
- ②試験点灯を行った後、当協会より照明器具等の配置場所や演出の変更を求める場合がある。

5) 安全対策

- ①休園日以外に作業を行う場合は、来園者に危険の無いよう十分注意して作業を行うこと。必要に応じて、カラーコーン等を用いて作業区域を設けるとともに、来園者が作業区域に

立ち入ることが無いよう貼紙等で明示すること。

- ②カラーコーン等は各園より無償貸与する。ただし、受託者の過失により貸与した物を破損した場合は、受託者の負担において同等品を提供すること。
- ③開園時間内に園内をやむを得ず車両通行する場合、来園者の安全確保に十分注意し、先導者を付けて車を誘導すること。(園内での車両運転速度は10km/h以下とする)
- ④配線は、植栽帯や側溝内等、来園者の通行や管理作業に支障をきたさないよう、配線場所や方法に留意すること。やむをえず園路や広場等に配線が必要となる場合は、必ずケーブルマットやカバーを使用すること。
- ⑤安全対策上、各園担当者が追加で照明器具等を配置する必要があると判断した際は、追加で配置を依頼する場合がある。なお、追加する照明器具等の費用や調達方法等については、当協会ならびに受託者との協議の上、決定する。

6) 事故等の対応

- ①常設の照明器具等において、破損や断線等を確認した際は速やかに各園担当者へ報告し、以後の措置について指示を受けること。
- ②植栽や施設等を損傷した場合、速やかに各園担当者へ報告し、その後の処理については指示に従うこと。
- ③来園者や他の業者等、第三者に危害を加えた際は、速やかに各園担当者へ報告すること。また、受託者の責任において処理すること。

7) その他

- ①ライトアップの効果や配置および撤去作業の効率性向上を期待できる照明器具等や手法、イベント継続実施に向けての効果的な取り組み、来園者サービス向上を図るためのライトアップ内容の充実等、より良いアイデアや改善方法等があれば適宜各園担当者へ提案すること。
- ②上記①を踏まえて、その内容が来園者サービスの向上につながると当協会が認めた場合、実施対象エリア外でのライトアップも可とする。
- ③無償貸与の対象照明器具等以外で本業務の遂行に当たり必要となる消耗品等は、受託者において用意すること。
- ④照明器具等を点灯させる方法は、タイマー制御、職員によるコンセントへの差込みまたはブレーカーの投入を前提とするが、制御上やむを得ず電源や分電盤等の操作・設定の変更等を要する場合は、事前に各園担当者と協議し、承認を得て行うこと。
- ⑤園地管理作業や同時期に実施する他のイベント等の都合により、各園担当者が本業務の遂行に支障をきたすと判断した際、受託者に対して対応を求める場合がある。
- ⑥その他、疑義が生じた場合は、その都度各園担当者と協議の上、業務を進めるものとする。

9 成果品

毎年度の指定期日までに以下2点をそれぞれ紙媒体2部、電子データ2部ずつ提出すること。

(1) 業務報告書

配置した照明器具等や配線の位置、種別、仕様、形状、数量等の内容を明記すること。

(2) 記録写真

次の①と②を場所ごとに記録し作成すること。

①照明器具等や配線等の配置状況が把握できる日中の写真

②点灯状況が把握できるライトアップ時の写真